

④医療費通知の閲覧 / 医療費控除明細書の印刷(税務署に紙で提出する方)

本データは受診月から3か月後に配信される確定分を反映しており、未確定分や配信後の受診分は含まれない場合があります(例:12月受診分→翌年3月上旬)。確定申告の際は不足分を領収書等でご確認の上、申告してください

[1] ログインしてトップ画面の「医療費情報」を押下する



[2] 「すべてを見る」を押下する



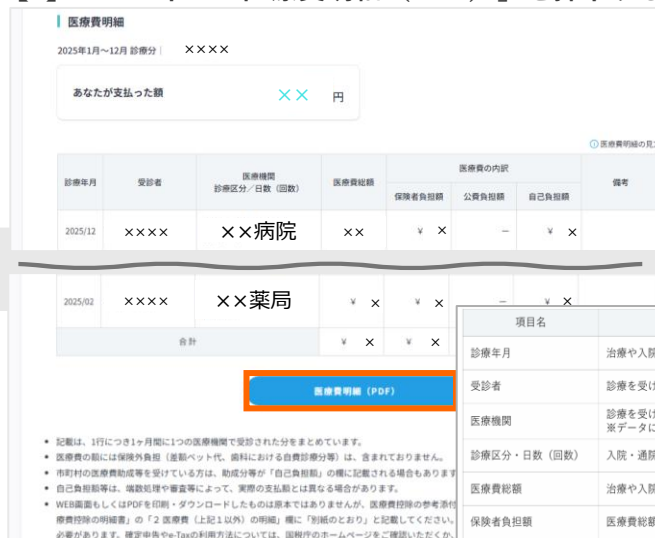
[3] 「診療年月、受診者で絞り込む」を押下する



[4] 該当の診療年月と受診者をプルダウンで選択し、「この内容で絞り込む」を押下する



[5] ページ下の「医療費明細 (PDF)」を押下する



[6] 生年月日を入力して、「ダウンロード」を押下する。PDFファイルを開いて印刷する



PDFファイルはPCやスマホのダウンロードフォルダに保存されます
表示された氏名はカタカナ表記ですが、申告には問題ありません



扶養家族がいる場合は「受診者」をプルダウンより選択して個別に検索してください

- 記載は、1行につき1ヶ月間に1つの医療機関で受診された分をまとめています。
- 医療費の前には保険外負担(差額ベッド代、薬剤における自費診療分等)は、含まれておりません。
- 市町村の医療費助成等を受けている方は、助成分等が「自己負担額」の欄に記載される場合もあります。
- 自己負担額等は、端数処理や審査等によって、実際の支払額とは異なる場合があります。
- WEB画面もしくはPDFを印刷・ダウンロードしたものは原本ではありませんが、医療費控除の参考資料(医療費控除の明細書)の「2 医療費(上記1以外)の明細」欄に「別紙のとおり」と記載してください。必要があります。確定申告やe-Taxの利用方法については、国税庁のホームページをご確認ください。

項目名	説明
診療年月	治療や入院に要した年月が表示されます。
受診者	診療を受けた人の名前が表示されます。
医療機関	診療を受けた医療機関の名称が表示されます。 ※データに医療機関名称が含まれていない場合は表示されません。
診療区分・回数(回数)	入院・通院区分、回数、調剤の場合は回数が表示されます。
医療費総額	治療や入院に要した費用の合計金額です。
保険者負担額	医療費総額のうち、健保組合が負担した金額です。
公費負担額	医療費総額のうち、国または市町村が負担した金額です。
自己負担額	医療費総額のうち、あなたが負担した金額です。

注意事項

1) 医療費明細（医療費通知）内容および更新時期

受診した医療機関や受診時期、医療費総額や自己負担額などが掲載されています。自由診療や薬局での市販薬の購入など、保険適用外の費用は掲載されません。

明細は、受診月の約3か月後の月上旬に、1か月単位で順次追加されます。（例：11月受診分は翌年2月上旬、12月受診分は翌年3月上旬に掲載されます）明細は過去5年分まで確認でき、5年を過ぎたものは順次削除されます。

2) 医療費明細（医療費通知）を印刷して書面で税務署に提出する場合

印刷した医療費明細（医療費通知）は「医療費控除の明細書」と共に確定申告書へ添付することで参考資料として使用できます。この場合、領収書の保存が5年間必要になります。提出する際は「医療費控除の明細書」の「2 医療費（上記1以外）の明細」欄に『別紙のとおり』と記載してください。

明細は、受診者ごとに選択し、PDFにてそれぞれ印刷いただく仕様となっております。家族単位での一括印刷はできませんのでご了承ください。なお、書面上で表示された氏名はカタカナ表記ですが、申告には問題ありません。

3) 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称が空欄の場合

医療機関名が記載されていない医療費は、支払先を特定できないため、そのままでは医療費控除の対象にできません。領収書をもとに、医療機関名を「医療費控除の明細書」に記載するか、「医療費明細（医療費通知）」に追記が必要です。いずれの場合も領収書の5年間保存が必要です。記入方法はページ下部の国税庁ウェブサイトをご参照ください。

4) 医療費明細（医療費通知）と実際の負担額が異なる場合

明細は10円未満の金額まで記載される一方、医療機関の窓口では10円未満を四捨五入して支払うため、金額に差が生じることがあります。この場合は医療費明細（医療費通知）の金額でも実際に支払った金額でも、いずれを使用しても差し支えありません。

上記のほかに、国や県、市区町村の制度に基づく医療費の助成や、出産育児一時金、高額療養費などの給付金や保険金などが、医療費明細（医療費通知）に反映されていない場合があります。その際の手続き方法はページ下部の国税庁ウェブサイトをご参照ください。

上記詳細およびその他の注意事項は国税庁のウェブサイトまたは最寄りの税務署にお問い合わせください

< 国税庁 > [No.1119医療費控除に関する手続きについて](#) [No.1120 医療費を支払ったとき（医療費控除）](#)

[【確定申告書等作成コーナー】-医療費控除 よくある質問](#)